

総 務 文 教 常 任 委 員 会 要 点 記 録

日 時	令和7年8月6日	開 会	9時00分	会議時間
		閉 会	14時04分	3 : 5 6
場 所	第1委員会室			
出 席 者	宮委員長、松島副委員長、市川委員、川股委員、矢野委員、柏野委員、武藤委員 傍聴議員： 生本議員、新岡議員、早坂議員、吉永議員、小林議員			
説 明 者	副市長、教育長、総務部長、企画振興部長、教育部長 外12名	傍聴者数	0人	
事 務 局	議会事務局長、同次長、同スタッフ1名	記 者	1人	

会 議 の 経 過 事 項

柏 野 委 員 宮 委 員 長 早 川 財 政 課 長 藤本情報政策課長 高橋選挙管理委員 会 事 務 局 長 柏 野 委 員 高橋選挙管理委員 会 事 務 局 長	委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。 今日では現地調査があるということで、現地調査から戻った後に通学路の安全についても質疑の時間をいただければと思います。 分かりました。次第の中には質疑の部分が書かれておりませんので、現地調査から帰った後に質疑の時間を設けたいと思います。 ●日程1. 総務部・選挙管理委員会関連 1) 報告案件について 資料説明① 令和7年度普通交付税の算定結果について 資料説明⑥ ワンストップ窓口の機能拡大に伴う本庁舎1階一部レイアウト変更について 資料説明⑤ 第27回参議院議員通常選挙について 【質疑】 ① 期日前投票が過去最高ということで、実質的には投票の半分ぐらいが期日前で行われているということで、非常に普及したなと思うんですけども、1か所開設するために必要な人員というのはどのぐらいなのか伺います。 ② 島松市民センターを除いて過去最高の投票者数という御報告でしたが、4か所の開設日数が何日であるのか伺います。 ① 期日前投票所を1か所開設するのに必要な人員ですが、1か所の投票所、今回でいきますと受付係が1名、名簿対照係が1名、投票用紙の交付係が2名ですが、これは今回の選挙が選挙区及び比例代表それぞれ投票用紙を用いるた
--	--

柏 野 委 員	めでございます。職務代理者が1名の計5名の従事者。このほか投票管理者1名、投票立会人が2名必要となりますので、最小単位では8名の体制が必要となります。このたびの参議院議員選挙の期日前投票所におきましては、市民会館で10名、恵み野会館と島松市民センターが8名、フレスポ恵み野は10名のほか、今回は学生による従事体験を加えまして、4日間程度は11名体制で実施したところです。 ② 期日前投票所のそれぞれの開設日数ですが、市民会館は公示日の翌日の7月4日から、投票期日の前日であります7月19日までの間の16日間開設しています。ほか3か所につきましては、7月11日の金曜日から、これも同じく投票日の前日の7月19日まで、計9日間開設しています。
高橋選挙管理委員会 事務局長	③ ①期日前投票は非常に重要だと思っているんですけども、一方で、8名ということで、かなりの人員体制ということと、特に参議院選挙は期間が長いということもあって、非常に大きな負担になっているのかなと思っています。高齢化が進む中、施設における不在者投票ですとか、様々な取組をやっていくためには、やはり一方で効率というのも求められているのかなと思っています。開設日数ですとか、場所によって8時半からやっているところと10時からということで、時間も分かれているのかなと思いますが、どのように開設日数、時間を決定しているのか伺います。 ④ ②4か所それぞれで過去最高に近い実績だったということですが、1日当たりの投票者数はどのくらいになっているのか伺います。
	③ 開設日数及び時間はどのように決定しているのかということですが、公職選挙法では、期日前投票所は、公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までを投票期間とし、各市区町村に1か所設けなければならないこととなっています。投票時間は、午前8時半から午後8時までとなっており、恵庭市においては、恵庭市民会館がこれに該当します。また、各市町村の選挙管理委員会は、このほかにも複数の期日前投票所を設置することができることとなっており、恵庭市においては、選挙人の利便性の向上や投票機会の拡大などを考慮しまして、島松地区、恵み野地区、また市内商業施設のそれぞれ各1か所に設置して、合計4か所としているところです。このように複数の期日前投票所を設置する場合には、一つの期日前投票所を除きまして、恵庭市においては、市民会館以外の三つにつきましては、選挙管理委員会がこれらの投票所を設ける期間を指定し、投票所を開く時刻を繰り下げ、あるいは閉じる時刻を繰り上げることができます。このため、恵庭市においては、恵庭市民会館を除く3か所の期日前投票所につきましては、7月11日から投票期日前日の7月19日までの9日間とし、地域会館の開館時間や商業施設の開店時間などを考慮いたしまして、投票所を開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げたところです。

柏 野 委 員	④ 4か所の期日前投票所の1日当たりの投票者数ですが、市民会館は1日当たり505人、恵み野会館は266人、島松市民センターは120人、フレスが恵み野は1日当たり698人程度です。 ⑤ ③④状況については分かりました。もちろん市内どこにいても期日前投票にアクセスしやすい環境は大事だと思うんですけども、人数は120人から698人と非常に大きな差があることを考えたときに、今の開設日数ですとか、効率化についても一定の検討が必要と思いますが、その点について御見解を伺います。
高橋選挙管理委員会事務局長	⑤ ただいま柏野委員の言われたとおり、もちろん投票所の効率化は考えていかななくてはならない課題であると認識しています。より投票機会の拡大が期待できたり、投票者にとって利便性のよい場所を検討していくこともできるのではないかとことも考えられます。ただいま言われましたように、投票者数が少ないようなところについて、例えば開設日数ですとか時間を見直すことも考えられると思います。例えば商業施設ですと、特に週末は投票者数が多い状況でして、開設期間についても見直すことも考えていくことが必要かと思っています。投票所の効率化というところでは、例えば、投票管理者、立会人の負担軽減ですとか、そういう検討も必要かとは思いますが、選挙人の投票に支障がないよう配慮しながら検討していくことが肝要と考えております。 日程1. 総務部・選挙管理委員会関連終了 ●日程2. 企画振興部関連 1) 付託案件審査について ・陳情第4号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出を求める陳情 【質疑】 なし
宮 委 員 長 松 島 委 員	継続審査か採決か、採決の場合採択か不採択かも含め順次発言を願います。 私は、採決し不採択であります。理由としましては、高等教育の負担軽減というのは大変重要であると思います。今後さらに進めなければならない事項であると考えております。しかしながら、今回の陳情事項につきましては、財源確保ですとか、様々もっとしっかりと議論を深めた上で、こういった形が一番実現できる形となるか議論を深めていくことが必要ではないかと考えます。
川 股 委 員	私も、採決し不採択であります。今回の意見書を出してくれという陳情書ですが、今、松島副委員長がおっしゃったように、陳情事項の中身については、まだ

	まだ議論の余地があると思います。このままの項目を採択してしまうと、参議院選挙でも一部話題になっておりました日本人の学生さんと外国の方の学生さん、そこで頂ける料金の違い、そういったものもまだまだこれから議論し、どのような方法が一番いいのか、そういったものをしっかりやっていく必要があると思いますので、今の段階で意見書を出せという陳情については、採決して不採択すべきと考えます。
市川委員	採決して不採択でお願いいたしたいと思っておりますが、今回の陳情につきましては、陳情事項に具体的な部分が相当入ってきております。本来であります、高等教育の無償化に向けた議論を深めるというような陳情であれば、私はよかったかなと思っておりますが、具体策に一方的な部分も一部ありますし、そういう部分では、陳情事項の具体策1、2、4、これについては今後さらに議論を深めていくことが必要かなと思っております。そういうことも含めて、今回につきましては、採決して不採択でお願い申し上げます。
矢野委員	私も採決して不採択でお願いいたします。理由としましては、前段の委員の皆さんの意見と重なる部分があるんですが、確かに大学の費用というのは、学生さんにとっては非常に負担にはなるんですが、陳情事項に関しては、まだまだ議論の余地があるということで、この内容のほうをと考えるのではなく、もう少し十分に議論した上での内容が必要と思い、採決して不採択でお願いします。
柏野委員	採決して採択すべきだと思います。高等教育機関の定員の充足率ですとか、各学校における教育の質などについて課題はあると思いますけれども、基本的には高等教育に要する私費負担を減らしていくという方向性には賛同しますので、採択すべきだと考えております。
武藤委員	採決して採択でお願いします。高等教育の学費軽減、奨学金返済の負担軽減というこの中身については、やはりこの方向でいかなければならないだろうという思いがございます。したがって、採決して採択でお願いします。
宮委員長	それでは、御意見が分かれました。したがって、本案については討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
宮委員長	異議なしと認めます。 これより、取扱いに関し採決に入ります。お諮りいたします。本案につきまして、本日採決することに賛成の委員の起立を求めます。 (賛成者起立)
宮委員長	御着席ください。全員が起立であります。したがって、本案については本日採決することに決定いたしました。 ただいまから採決に入ります。お諮りいたします。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (賛成者起立)

宮 委 員 長	御着席ください。起立少数であります。したがいまして、本案につきましては不採択すべきものと決定いたしました。
中山企画課長 渡邊シティセールス主幹	【結果】 不採択とすべきもの 1) 付託案件審査について終了 2) 報告案件について 資料説明② 恵庭リサーチ・ビジネスパーク（株）について 資料説明③ 恵庭市食品ロス対策事業補助金の創設について 資料説明④ ふるさと納税を活用した高等教育機関に対する寄附について
柏 野 委 員	【質疑】 ① 資料②のRBパークですけれども、前回、昨年御説明いただいたときの金額と基本的に変わっていないのかなと思いますが、1株当たり2万8,246円で消却したということになるのかと思います。これについては、今回、資料②－2で示していただいている資料の12ページを見ますと、純資産価額及び類似業種比準価額を基に協議して決定したということです。前期の決算時点での純資産額というのは5万3,185円という金額でしたが、これから見るとかなり少ない金額となっております。算出した根拠を伺います。 ② 資料②－2を見ますと6ページで体制の整備についての決議というものが6項目示されてます。これについては現行でも生きているもの、機能しているものということによろしいのかということと、内容、詳細について伺います。 ③ 資料②－2の5ページのところを見ますと、13人の取締役と3人の監査役が記載されております。この期日以降において、辞任しているだとか、就任しているだとか、入替わりもあるのかなと思いますが、現状では何人になっているのかということと、それに伴って、その中で市役所OBの方が占めている割合というのは何%になっているのか伺います。 ④ 同じ5ページで、ガーデンシティ恵庭について、出資比率として53.3%出資しているという記載があります。今回、自己株式の消却によって議決権比率としてRBパークの91.63%を保有するに至ったということと、RBパークがガーデンシティに53.3%出資しているということ、加えて、恵庭市がガーデンシティに100万円出資しているということを考えると、これについても監査なり、議会としての報告を要する出資比率に達しているのかなと思いますが、その点についての御見解を伺います。 ⑤ 資料③について2点お聞きしたいですけれども、今御説明いただいたとこ

中山企画課長	ろでは、一つ目の目的として、食品ロスの削減が目的だというような御説明でしたけれども、そうしますと、この事業を評価する指標としては、廃棄物の削減量ということで検証、評価を行っていくという考えなのかを伺います。 ⑥ ２点目ですけれども、補助額については予算の範囲ということです。財源と補助の総額はどのくらいを想定しているのか伺います。 ① 資料②－２の１２ページ、株式の取引価格についての質問かと思います。ＲＢパークは、設立当初の事業目的からの変化や社会情勢の変化などにより、リサーチコア事業はもとより、請負業務の終了や縮小など経営改善が必要となり、経営コンサルタントに経営診断を依頼した結果、原資及び自己株式を取得する方針としていたところであります。その結果、自己株式の取引価格は、純資産価格３分の１及び類似業種比準価格３分の２の折衷方式により算定したものとなっております、委員おっしゃるとおりの金額となっております。 ② ２点目が６ページ、内部統制基本方針に関する質問かと思います。会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制基本方針を定めたものであり、例えば、企業倫理の制定であるとか、文書管理規程に従った文章の記録、保存であるとか、リスク管理であるとか、職務権限規程の運用管理であるなどとしており、現在も変更せず生きているというものとなります。 ③ 取締役に関する質問かと思います。取締役ですが、現在、６名で、市のＯＢが３名ということで、５０％となっております。 ④ ガーデンシティ恵庭に関する質問かと思います。先ほども述べましたとおり、昨年度の自己株式の有償所得結果によって、市の議決権比率については９１．６％となっております、こちらに記載しているとおり、ガーデンシティ恵庭には出資比率５３．３％としているところでございます。しかしながら、ＲＢパークとガーデンシティ恵庭は連結決算もしておりませんので、出資割合については、市からとしては、ＲＢパークとガーデンシティを別会社と分けて考えるものと考えておりまして、財政状況の公表等は必須ではないという認識をしているところです。
渡邊シティセールス主幹	⑤ 本市の食品ロスの削減計画に掲げる基本理念は、誰もが日常において食への感謝と大切さを育むこと、食文化や食べ物を大切にす、もったいないの気持ちを未来につないでいくまちの実現を図ることを目的としております。こうした基本理念の実現に向けて、食品ロス発生抑制のため、普及啓発や食品ロス削減のための連携強化を図って、これらに関わる取組として、フードバンク、フードドライブ活動との連携の推進を掲げ、様々な取組を通して、食品廃棄物の発生量削減の目標値を２０２１年度比、２０３０年度では６．５％削減することとしています。この事業の効果測定につきましては、計画に掲げる目標値は、食品ロス全体の削減量であり、本事業におきましては、未利用食品の有効利用であり、廃棄物の組成分析に基づく食品ロス相当分のごく僅かな割

柏 野 委 員	合であることや提供される未利用食品が様々であり、提供者及び量の予測も難しいことから、廃棄物の削減量の設定も難しく、計画に掲げる削減目標を補完するものとして提供された未利用食品の利用割合を設定することが適切であると考えております。 ⑥ 一般財源として、補助額は70万円となっているところであります。 ⑦ ①RBパークの1点目ですけれども、ちょっとよく分からなくて、純資産額の3分の1というのは、5万3,000円の3分の1の1万7,000円と、類似業種比準価額が幾らかある中のその3分の2を足したら2万8,000円になる、それが1万1,000円ということになるのか、3分の1と3分の2の比率で決めたというものなのか、ちょっとよく分からないので、数式を示していただきたいと思います。これが低いことによって、結果としては、1株当たりの純資産額は大きく増えるような状況になっているわけですけれども、そうなったときに、その金額が妥当だと考えられるのか伺います。 ⑧ ②二つ目にお聞きした、現行、この六つの決議が生きているということであれば、決議の内容の詳細について委員会のほうにも示していただきたいと思うんですが、その点について伺います。 ③3点目は分かったんですけれども、OBの方は50%いるというような経営の状況と。そこには副市長が入っているのかよく分かりませんけども。 ⑨ ④4点目に入るんですけれども、別会社と考えるということでしたが、地方自治法の施行令の152条では、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは報告をするということです。1項の第2号では、資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人ということになっていますし、例えば3号では、これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資していて、条例に定めるものについてはということです。こういったことを考えたときに、91%を出資し、かつ市のOBが3名、50%を占めている法人が議決権の過半を保有していて、かつ、市として3%の株式を保有しているような団体については、当然に地方自治法施行令がいうところの公表すべきものと考えられるのではないかと思います、再度その点について考えを伺います。 ⑩ ⑤ごみの削減量がごく僅かだから設定ができないというような御答弁なんですけれども、そうすると、目的で言っているところがよく分からないんですよ。今、補助しようとしている団体における利用対象者の想定としても、そもそも就学援助ですとか、現行の支援策として行政として支援を実施しているところと重複するような内容にとどまっていて、もし困窮者支援の対象を拡大していこうということであれば、現行よりも対象を広げていくようなところに対しての補助ということであれば理解できます。ただ、ごみの削減を目的としていながら、ごみの削減量の目標設定をしないということになると、何
----------------	--

	のためにお金を出すのかというところが明確ではないのかなと思うんですが、ごみの削減量を設定しないのであれば、困窮者支援としての何らかの検証なり、評価なりという手法が必要ではないかと思います。その点についてのお考えを伺います。
中山企画課長	⑪ ⑥一般財源で70万円ということでした。そうしますと、この事業の目的の部分と評価、検証の方法がよく分からないんですが、この事業としては、終期をどう考えているのか、例えば自転車のヘルメットであれば、一定の普及をするために補助を行うということであれば分かるんですが、同じ要件を満たす事業者が増えたときに、さらにその補助を増やしていくことが可能なのか、それでもごみの削減量を把握しないということだったり、特に生活困窮者支援の評価をしていかないということであれば、同じような事業者が増えていったときにはどんどん補助を拡大していくようなことになるのかなと思うんですが、事業の終期というものをどう考えていくのかを伺います。
渡邊シティセールス主幹	⑦ まず1点目、株式の取引価格でございますが、純資産額が3万7,391円、類似批准価額2万3,700円といったところで計算をしているものでございます。それがその金額2万8,246円が妥当かといった御質問かと思えますけれども、そこはRBパークさんと株主さんとの間でのお話になるので、私たちとして妥当かどうかという判断、結果として株式を取得できておりますので、株主さんとしては御理解いただいているのかなと思っております。 ⑧ 内部統制の基本方針ですが、既に議決されている事項ですので、内容についてお知らせすることはやぶさかではありません。 ⑨ 委員がおっしゃるとおり、地方自治法施行令152条の解釈の中でというところは、私たちも理解しているところですが、現在のところ、別会社と考えていますので、さらに調査はしてまいりたいと考えています。
柏野委員	⑩ ごみの削減量が僅かで成果指標を設定できないという形で、廃棄物が出ない取組がありますので、提供できる食品の数量などの影響のバランスを考えていかなければならない部分もあります。提供食品の量は、これからも把握していくような形になりますので、削減量については把握できると思うので、その辺考えていきたいとは思っています。 ⑪ 事業の終期は、国、道の補助制度等も検証しながら、市単独での補助の在り方については今後も検証していきたいと考えております。 ⑫ ⑦2万8,000円というのが出てくる数式を教えてほしいんですが、3万7,000円と2万3,000円でどうやっても2万8,000円という金額が計算できないので、どういう金額で出しているのかというのをお聞きしたいなと思っています。 ⑬ RBパークと株主との関係だからいいということですがけれども、少なくとも

中山企画課長	もそういう議案が出されて、大株主として恵庭市がそれを承認したから、そういった昨年の手続が進んでいるわけですから、恵庭市としてこの金額を妥当だと評価して計算が進んでいっているわけですね。だから、R B パークがこれを提案したとして、進められるかどうかは恵庭市の判断にかかっていたわけですから、その判断の妥当性を改めてここでお示しいただかなければいけないと思っています。 ⑭ 算出の根拠をお聞きした上で、今であれば、1株当たり10万円を超えるような純資産額がある中で、解散価値としては10万円を超えるような金額がある中で、2万8,000円という金額で買取りをしているわけです。つまり、これは今後の見通しとして非常に経営が厳しくなっていくことを見込んでいるからこそ、こういった金額になるのかなと思うんですが、そうであれば、市として今後も経営に関わり続けるということを示しているわけですし、91%という高い比率を持っているわけですから、中期的な長期的なR B パークの事業計画についても委員会に示していただいた中で、経営計画の妥当性などについても評価していくことが自治法上求められているのかなと思いますが、最後にその点について伺います。 ⑮ ⑪やっぱりよく分からなくて、お金を出すけれども、結局それだと何も評価をしないということになるのかなと思うんですが、提供している食品量の把握については検討していきたいということですが、そうすると、どの程度困窮者に対して食品が提供されたのかというところも特に設定がない中で、仮に同じようにやりますと、1年間やっていましたというところが、実際に補助を受けた年については、その提供量が少なかったとしても、仮に1個だったとしても、それだとその補助は適正だったというふうになってしまうのかなと思うんですが、そうすると決算の時点で、我々としてその補助金が妥当であったのかどうかというのを評価する指標がないと思うんですが、改めて事業目的に対する検証の在り方について再度伺います。 ⑯ 価格ですけれども、類似比準価額2万3,700円の3分の2、純資産額が3万7,391円の3分の1、その間なので2万8,000幾らになってくるかなというふうには考えています。 ⑰ R B パークについては、これまでどのようにしていくのかと、本常任委員会等で在り方について御議論させていただいていました。また、昨年度については、自己株式の取得ですとか、原資についても本常任委員会で御報告をさせていただいてきたところです。その結果、まずは累積欠損がなくなった中でR B パークをどのようにしていくのかについても御議論をさせていただいたと考えています。その中で累積欠損がなくなって、今後どうしていくかということも含めて、現在の企業価値について評価をいただいて、今後の経営状況の見込みなども勘案しながら、株主様については自己株式の取得について応じ
---------------	---

野村企画振興部長	ていただいたと考えています。後ほどの質問とかぶってくるところがあるかなと思いますけれども、R B パークとして、第三セクターとして、これまでも一定の役割を果たしてきたという中で、今後、累積欠損がなくなった中でどうしていくかというところについては、私たちとしても、効率化ですとか、経営健全化を進めるような経営状況の調査はしていきたいと考えております。経営基盤、昨年度も赤字というふうな部分がありましたけれども、そこは様々な大企業であつたりしたというふうな、税なり、監査法人への支払いなど、かかる費用が大企業であればあつたものが、中小企業というフットワークの軽さというところもありますので、そういった経営状況についても変わってきているところなども含めて注視して適宜調査してまいりたいと考えています。
野村企画振興部長	⑬ 恵庭R B パーク株式会社につきましては、民活法を活用した第三セクターとして、産業集積都市を目指し、運営してきたところであります。さきの一般質問でも御答弁していると思うんですが、リサーチコア事業につきましては、一定程度の役割を終えたということは、先ほど課長からも答弁させていただいたところです。その中において、当初の運営からリサーチコア事業と併せて事業を運営する中で、市の行政支援事務などについても併せて行ってきたという経緯がございます。そういった中で、昨今の経済状況であるとか、社会状況の変化に伴い、R B パークの役割が変わってきたということもありまして、減資の措置を取るという判断をしてきたところであります。その中で、株式の妥当性というところになります。この算定方式につきましては、第三者法人に委託しておりまして、その中で中小企業庁の経営承継法における非上場様式と評価ガイドラインというのがありまして、そういうものを参考にして算定しています。根拠とかがないわけじゃなくて、そういうものを根拠として算定して、市が適切であると判断をしたところであります。また、ほかの株主ににつきましても、おのおの評価を行っているとお聞きしていますので、この部分については妥当性があると考えております。 ⑭ 食品ロスに関係ですが、課長の答弁で足りなかったことを補完しますと、廃棄物の削減量を目標とするということについて、削減する量を設定することがなかなか難しいということが1点あります。これについては、提供される未利用食品ということで、提供される量が分からないといった状況、そういうものがありますので、あくまでも食品ロス削減の数値目標を補完するものとして捉えております。ただし、未利用食品量であるとか、未利用食品を利用した方の割合については把握し、その中で検証していきたいと考えています。事業の終期は、現段階でどういった実績があるかを踏まえ、今後、検討していきたいと考えています。
柏 野 委 員 野村企画振興部長	R B パークの中長期の経営計画は出ないんですか。 ⑭ 中長期経営改善計画の話だと思いますが、R B パークの経営改善計画につ

	きましては、今年までを3か年計画として事業を実施してきたところであり、次期2025年から2027年、今回の分になりますが、その部分については、RBパークから提出されています。内容は、当面の具体的方策といたしましては、2024年度以降、平年ベースで単年度経常損失の発生が予測される中、現行の業務の遂行を確実にいき、運転資金の確保を行いながら新たな事業領域の再検討が優先課題としております。一方で、新規収益事業の獲得の困難性やセンタービルの維持管理など、在り方や事業の継続性を考慮すると、当面の現事業の延長線上の展開が必要であるため、改善方策を3点掲げております。まず一つ目、執行体制の再編ということで、資本金の減資により大会社の規定から外れておりますので、中小企業の適用になったことに伴う取締役などの構成を見直す。2番目として、組織機構の見直しとして、効率的な執行体制のための組織管理、これは内部の組織の配置替えとかそういうものでありますが、そういうことをやっていく。三つ目として、事業領域の再定義ということになりまして、これまでの事業領域として、リサーチコア事業であるとか、産業支援としていた領域を再設定しなければならない。本市を取り巻く環境の変化に伴う影響による人、企業の流れを意識して、これまでのノウハウや経営資源を最大限活用していくという方針としていっているところであります。
武 藤 委 員	① 今のRBパーク、91.63%、議決権比率で持っている、一方、従業員の状況の表を見ますと、44名の方が働いていらっしゃる。さらには、平均勤続年数が19年11か月ということで、長く勤めていただいている方がいらっしゃるわけです。そういった中で、部長がおっしゃった執行体制や組織の見直しが必要だろうと、こうなると、今働いている人はリストラがあるんじゃないかとかを当然心配するわけです。これらの方々に恵庭で働いていただいて、ここで生活していただいて、それなりに地域に貢献してきていると。そういう中で、これは本当に大変難しい問題があると。やはり働いている方には安心して働いてもらえるようなことをしなくちゃいけないし、今後の課題の上の欄に、次期総合計画において、当社が果たすべき役割を明らかにする必要があると書いてあるんです。一方、総合計画でそういう方向に進んでいるのかどうか。明日、総合計画の委員会もあるんですが、見た限りそういったものが見当たらなかったかなと思うんですが、一方では働いている人を抱えながらやっていかなきゃいけないという部分と、あるいは市の立場からする総合計画、こういう相矛盾であります、あえて次期総合計画を含めた組織の見直し、地域の交流拠点や行政事務センターとしての新たな事業展開を図ると、これは相手の話ですから当事者ではないんですが、やはり議決権の91%を持っているという立場から、分かってる範囲、あるいはこうしてやろうかなという範囲で結構ですから、お話を伺います。

中山企画課長	① 手元に総合計画の資料はありませんので、記憶の範囲内になってしまいま すけれども、今お示ししている基本構想の中では、企業支援ですとか、そうい ったところの施策について入れております。また、行政運営のほうでは、効率 的な行政事務ですとか、そういったところが担うべきところなのかなと考 えております。現在、総合計画基本構想については策定中ではありますが、実施計 画の中でR Bパークがこれまで行政事務の経験値があるといったことを中心 に、その支援であるとか、企業支援などについて盛り込んでまいりたいと考 えておまして、先ほども説明がありましたけれども、経営改善計画の中で自主 性、自律性を高めていけるよう、市としても考えてまいりたいと思ってお ります。
武藤委員	② 総合計画で行政支援とか、そういう項目で表現しているということかな と思います。働いている方に不安を与えるようなことはいいことではないと思 います。今まで恵庭市に、間接的とはいえ、貢献してきている、働いている方 がたくさんいらっしゃいますから、そういったようなことを含めて、きちっ とした支援をしていただきたいと思います。御所見あれば伺います。
中山企画課長	② 先ほど部長から答弁させていただきましたとおり、当面の現在の事業を確 実に継続しながら、執行体制や組織の見直しなど、経営基盤を確立するととも に、R Bパークの事業領域を再定義して、2027年度を目標に事業の再構築 を行い、センタービル運営事業を中核に据えて、地域の交流拠点や行政事務セ ンターとして新たな事業展開を図っていけるよう、私どもとしても努力して まいりたいと考えております。
	2) 報告案件について終了
	日程2. 企画振興部関連終了
	●日程3. 教育部関連
	1) 閉会中の所管事務調査（現地調査）について
	・郷土資料館
	・恵み野団地環状通及び恵み野団地中央通のT字路
	・恵み野団地環状通及び補給処前線のT字路
	・南26号線（黄金中央2丁目及び黄金南3丁目の間）
	・牧場埋蔵文化財整理室
	12時08分 休憩
	13時10分 再開

	【質疑】 なし 1) 閉会中の所管事務調査（現地調査）について終了 2) 付託案件審査について ・ 陳情第1号 文化資産の保存と展示の推進を求める陳情 【質疑】 なし
宮 委 員 長	継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次、発言をお願いします。
松 島 委 員	採決し採択ですが、現地調査をさせていただきましたが、陳情事項に関しては大変必要なことであるかなと考えますので、採決し採択と考えます。
川 股 委 員	私も採決して採択すべきと思います。今、副委員長がおっしゃったとおり、現地を確認し、陳情内容のとおりであるかと思いますので、そのようにお願いします。
市 川 委 員	採決し採択でお願い申し上げます。前回もいろいろあったわけではありますが、今回の展示推進の保存と展示推進ということで、今後のカリンバにしても、今新たに出たものについても、今日の視察も受けた中で、ある程度しっかりした組立てをしていかなきゃならんかなと思っております。どのようにするかについては、今後協議しながら進めていこうと思っておりますが、方向づけについては、このような方向でよろしいのかなと思っております。採決し採択でお願い申し上げます。
矢 野 委 員	私も採決・採択でお願いいたします。先ほどの現地調査でも、今置かれている保存状態のいろいろな部分がはっきりと分かりました。今のまが決していいものではないので、陳情事項にあります保存等の機能を高めることを推進することには特に問題ないと思いますので、採決で採択でお願いしたいと思います。
柏 野 委 員	私は継続審査とすべきだと思います。その理由としては、陳情書の陳情事項自体、不明確なところがありますので、改めて陳情者の方に来ていただいて、現状とカリンバにおける埋蔵文化財センターの整備計画などについても確認した上で意思決定をするべきだと考えております。現状の保存状況がよくないということに関しても改善が必要だということは分かりますが、一方で、空間を広げるといったときには、現状のカリンバ史跡の整備計画との整合を図っていく必要があるのかなと思っておりますので、その点も含めて継続審査ということをお願いしたいと思います。

武 藤 委 員	採決して採択をお願いしたいと思います。現状、環境がいいとは言えないんですよね。際限なくお金をつぎ込めばいいというものでもない。ただ、陳情に書いてある適正な展示のために空間を広げ、保存などの機能を高める。文化資産の保存と展示の推進をお願いすると。この趣旨自体は決して否定するものではございませんので、採決して、採択をお願いしたいと思います。
宮 委 員 長	意見が分かれました。
柏 野 委 員	委員会の認識について確認をしたいです。というのは、陳情で言われているのは、適正な展示のために空間を広げるということです。現状、カリンバの整備計画があって、その中で埋蔵文化財センターを設置していくというようなことが計画されていて、だから、この陳情で言っているところは、それでは足りなくて、さらに広げるということなのか、現状、市として持っている計画以上に広げるということを求めるものなのかどうなのかというのがはっきりしない中で、皆さんがどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいです。
1 3 時 1 6 分 休憩 1 3 時 2 2 分 再開	
宮 委 員 長	委員会を再開します。 本案につきましては討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。
柏 野 委 員	休憩前に私が言ったのは、陳情者ではなくて、皆さんがどこまでというふうに考えているのかを聞きたいと言ったんです。そうしたら委員長が休憩を取って、休憩中に若干議論がありましたが、私は皆さんがこの陳情者の方の思いはどこまでだと判断して、今、採決に入ろうとしているのかを教えてほしいんです。
宮 委 員 長	柏野委員から、委員の皆様に対して、どのような考えか伺いたいという話でしたけれども、それについて皆様にお諮りしたいと思いますけれども、答えていただけるのか、そのまま進めるべきなのか、お諮りしたいと思います。
松 島 委 員	答えても問題ないですけれども、こちらに書かれている内容のとおり検討した結果の回答というふうになります。こういった資料を保管する機能や、本当にここに書かれている内容の中で判断をさせていただきました。
川 股 委 員	そのとおりです。それ以上どうのというのは。我々は出てきた文書に関して、それに対してどうするかを決めるだけなので、それで疑義があって、どうしても呼んで意見を聞かなければならないのであれば、それはするようにして、それを阻害しているということにはならないと思います。
市 川 委 員	今回の陳情につきましては、あくまでも適正な展示と保存機能、こういうものが、現状を見た中で、保存の部分でそうでない部分もありますし、いろんな部分があろうかなと思っております。やはりきちっとした遺跡が出た二つのものに

矢 野 委 員	ついても、ある程度今の郷土資料館の中でしっかりした展示、そして拡大をしていただきたいと、こんな思いがあるわけです。そうした思いの中での陳情ですので、別にどうするこうするということまではいきません。ただ、今後の検討の中で、所管として少し検討を重ね、その中で議論をすると、こういうような中身でなかろうかなと思っていますので、私はこのまま進めてほしいと思います。 私も陳情事項にある適正な展示のための空間を広げと、これに書いてある文章そのままだと理解しております。陳情者が求めているのは、この文章以上のことではなく、これ以下のことではないと思っていますので、これの意味の範囲でそれぞれがということで判断しまして、私も採決で採択という回答を出させていただきました。
武 藤 委 員	例えば、この陳情者の方が、多大なお金をかけて新たな博物館のようなものを求めるということではないと思うんです。ただ、今日、埋蔵のほうを幾つか見まして、発掘員の女性の方が土器を修復したんです。大量です。ただ残念ながら、一般の方が見るのはなかなか大変であると。そうすると例えば、たしか総合計画の委員会でちらっとお話ししたことがあるかと思うんですが、現状の郷土資料館を最大限利用すると、あそこは空調設備だとかがあるので、何点かを、例えば西島松のものをあの一階に展示していただく、そういう工夫、そうすると今の生活の用具だとかの置場がなくなると、その場合、今、市内の公共施設を建て替える部分が出てきていますので、幾つか使わなくなった建物があるので、そういったようなものを、例えば生活館というようなことで展示して、あそこの空間を幾らかでも空けて、郷土資料館にそういったようなものを陳列というか。陳情者の意図は、決して大きな建屋を建てろということではなくて、現状ある建物で工夫して、少しでも文化資産を市民の方に見ていただけるような工夫ができないかと私は感じているんです。郷土資料館は、やはり交通利便性が非常にいいんです。小学生でも4年生は総合授業、全学年が郷土資料館を見学してくれているとか、そういうことで非常に活用頻度が高いと。そういう意味では、郷土資料館に陳列することは、見ていただける機会も非常に増えるし、だからあくまでも大きなお金を費やすということではなくて、適正な展示のために空間を広げていくことは、現状の中で最大限工夫していただきたい、そういうような意図として感じていますので、採決して採択というようにお話をさせていただきました。
柏 野 委 員	分かりました。皆さんのお話をお聞きして、埋蔵文化財センターの整備が仮に遅れたとしても、現状の郷土資料館について適正な展示を進めていくという理解だということで分かりました。納得しました。採決をお願いします。
宮 委 員 長	それでは、これより取扱いに関し、採決に入ります。本案につきまして、本日採決することに賛成の委員の起立を求めます。 (賛成者起立)
宮 委 員 長	御着席ください。起立全員であります。したがって、本日採決することに

宮 委 員 長	決定いたしました。 ただいまから採決に入ります。お諮りいたします。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (賛成者起立) 御着席ください。起立全員であります。したがいまして、本案につきましては、採択すべきものと決定いたしました。
	【結果】 採択すべきもの 2) 付託案件審査について終了 3) 閉会中の所管事務調査について
柏 野 委 員	【質疑】 ① 通学路の安全点検の中で、令和6年度の3番と書かれている恵明中学校校区の黄金北4丁目1-10号の交差点に関してです。合同点検において現状を確認し、具体的な対策というところでは、道路の形状が複雑であるということと、歩行者用信号が2基設置されているというようなことで、対策としては、歩行者用信号の増灯について検討しているということです。滞留対策として、現状どういう取扱いになっているのかということと、増灯の対応について、どういう検討になったのか伺います。 ② 6月30日に熊の目撃情報があつて、7月1日には様々報道されていたところだと思うんですが、7月1日の時点では、熊の可能性があるということで、小学校、中学校の保護者に対しても午前10時40分から11時ぐらいに近隣の学校については御連絡が行っていると承知をしています。そういった中で、保護者の方からは、通学の安全に関して、もっと早い時間に連絡ができなかったのかというようなお問合せをいただいていたんですが、今回、そういった時間になった要因について伺います。
宮 委 員 長 横山教育支援課長	通学時の安全ということなので、所管で答弁できるのであれば、お願いします。 ① 学校から通学路の街頭指導等を行って、安全に学校に登下校できるように指導しています。当初、このときに増灯の対応の要望があったんですが、現在、生活環境部のほうで警察に増灯の要求をしているところであるとお聞きしております。 ② 熊の出没のときの連絡体制等の質問だと思うんですが、市教委が情報を把握できたのが、7月2日、朝7時56分の時点でした。その後、学校に情報共

柏 野 委 員 横山教育支援課長	有を行っているのですが、対応としましては、学校と連携して、市対応マニュアルに沿って動くこととなります。まずは生活環境部で現地調査を行い、その状況を受けて危険性が大きいと判断した場合は、小・中学校と調整を行い、保護者へ情報提供を行うこととします。また、市教委として、出沒した校区の巡視等を行い、児童生徒の安全性を確保してまいります。 もっと早い時間にできなかったかをお聞きしたつもりです。 もう少し早くということでしたが、このときに市教委で把握できたのが7月2日の朝7時56分、8時頃でしたので、その情報を把握したときに、学校から確認の問合せがあったというところで動きました。それからになりますので、学校から各家庭へのメール配信も10時頃になったと把握しております。
柏 野 委 員	③ ①通学路の交差点の信号の話ですが、増灯については要望しているというのは分かりました。先ほど現状の要綱を見たときにも、スペース的に限りがある中で、どういう指導をしているんでしょうか。どういうたまり方、どういう通行をすれば安全だと学校なりとしては判断して、指導をしているのかをお聞きしたいです。指導したとしても、設備的に問題があるのであれば、また増灯だけではなくて、交差点の部分でもっと何か対応が必要なもののなか、現状の指導の中だけで十分に安全性が担保できるという状態だという判断なのか、お聞かせいただければと思います。 ④ ②熊のことにに関して、教育委員会としてそういった把握だったということですけども、市としては、今後、市街地において熊が出沒する可能性は低いという判断をお持ちなんだと思うんですけども、例えば、札幌市の東区だとか、想定していなかったような地域で出沒したということを考えると、今後も対応として考えておく必要があるのかなと思っています。それで、市全体としてでも構いませんし、例えば警察のほうでも構いませんし、情報を把握してから、学校側なり教育委員会に対しての連絡体制としてはどういうふうになっていて、今回の事案に関して課題がなかったのか伺います。
横 道 副 市 長	④ 熊出沒の情報の関係ですが、情報が市役所に入って、我々に情報が入るまでにかかなりの時間を要したといったことがありまして、今後、可能性はゼロでないという状況の中で、市街地における熊の出沒に関する対応マニュアルをつくりまして、その内容について協議する場、対策本部を設置するフローチャートもつくりまして、その中には関係する部署、生活環境部中心に、教育部、それから建設部、そのほか関連する部署も全て入るような組織づくりを今回行ったところであります。今後は、情報については、夜であろうと、夜中であろうと、ちゅうちょせずに情報伝達をする仕組みづくりを行っておりまして、それに基づいて教育部のほうも学校と調整して、子どもたちの安全管理に努めていくことになろうかなと考えてございます。

横山教育支援課長	③ 恵明中学校の指導体制についてどのように行っていたか、スペースに限りがあるのではないかとこの御質問だったかと思います。現状では、車が行き来する場所については滞留しないように指導をしています。登校のときは、恐らく文教大側のほうに滞留する形になっていくかと思いますが、ある程度スペースはあるんですけれども、指導は、現在のところは、安全性を担保しているかというところであれば、御指摘のとおり、道路の幅員では右折信号のほうは設置できない状況ですので、立証からの安全指導は学校からは困難であると言われていました。
柏 野 委 員	④ ヒグマの件については分かりました。マニュアルを整備していただいて、迅速な連絡体制ができるということで安心しました。
	⑤ ③それで、恵明中の部分に関しては前川主幹もいらっしゃるので、現地の状況については詳しいのかなと思うんですけれども、例えば、どちらかに行く子どもたちが多いのであれば、その時間帯だけ信号を長くすれば解決する問題なのか、それとも何か退避スペースを、もっと前の部分で待たせて渡るのか、どういう指導を徹底したときに安全性が保たれるのかというのは、あの交差点の形状では、見ていて難しいなと思っていて、大人としても判断ができていないような状況だと、安全に渡れよと言っても非常に抽象的な指導になると思うんですよね。だから、子どもたちがきちんと理解をして、その対策に従えば安全だと言えるような対策を取っていただきたいし、それができないとしたら、何か物理的な、ハード的な対策が必要なのかなと思うので、そこをぜひ明確にさせていただけないかなと思っています。お考えがあれば伺います。
山 口 教 育 部 次 長	⑤ あそこの交差点の形状につきましては、御覧いただいたとおり、なかなか複雑な形で、ハードの整備についても当然要望はしておりますけれども、警察等でも、これだという解決策がなかなか出ていない状況だと思います。簡単には出ない状況だと思います。そうなったときに、何が一番有効かと申しますと、基本に戻りますが、やはり凡事徹底かだと思います。当然、渡るとき以外は歩道から車道に出ないでとか、たむろのような状態になっている中で、ふざけて急に車道のほうに飛び出ないですとか、本当に当たり前の交通ルールをしっかり守るという基本的な指導を徹底していくことがまず重要なのかなと考えておりますし、当然、学校としてもそのように指導していると認識しているところです。
柏 野 委 員	分かりました。だとしたら、基本的な指導を徹底するためには、やはり信号が不十分だったりするというのは、歩行者として信号を守るところにも影響が出てくるのかなと思うので、そこについてもしっかりと要望を進めていっていただきたいなと思います。分かりました。終わります。
宮 委 員 長	教育支援課より報告したい旨の申出がありましたので、許可いたします。

横山教育支援課長	私からは、令和５年度に発生した市内公立学校の不登校重大事態に関する調査報告について一連の手続を御報告申し上げます。 お手元の当日配布資料、令和５年度に発生した市内公立学校の不登校重大事態に関する調査報告についてを御覧ください。本案件については、令和５年９月の第２回補正予算にて重大事態発生報告を行っている案件となります。 まず初めに、調査の経過につきましては、令和５年７月に発生した市内公立学校の不登校重大事態につきまして、令和６年３月２６日に、恵庭市いじめ問題調査委員会に諮問し、調査を行っていましたが、令和７年３月５日付けにて調査報告書の提出があり、令和７年７月１５日に市長へ報告いたしました。 次に、本案件の調査結果の取扱いにつきましては、本案件により、不登校であった被害児童生徒保護者より非公表の意向を示しており、詳細の公表を差し控えていただきます。 なお、調査委員会からの提言につきましては、適切に対応してまいります。 以上、私からの報告とさせていただきます。 【質疑】 なし ３）閉会中の所管事務調査について終了 日程３．教育部関連終了 （理事者・執行部退席） 【委員間協議】 ●日程４．その他 行政視察について協議 委員長が閉会を告げる。 （１４時０４分 終了）
----------	---